

日本経済と金融政策

－2001年4月～2002年3月－

片 岡 俊 郎

The Japanese Economy and the Monetary Policy

－2001.4～2002.3－

Toshirou Kataoka

I

私は、「日本経済と中央銀行－2001年2月～2001年9月－」¹⁾をすでに発表している。2001年2月から2001年9月と限定した意味は、2001年2月に公定歩合が5年5ヶ月ぶりに0.50%から0.35%に引き下げられたことを受け、2001年9月0.10%になったまでの期間を問題にしたからである。本稿「日本経済と金融政策」が、2001年4月から2002年3月となっているのは、小泉純一郎内閣が、2001年4月に成立し、2002年3月時点においても引き続き政権を担当していることによる。

先稿「日本経済と中央銀行」は日本経済の現状を踏まえながら、新日本銀行法との関係で、発券銀行としての日本銀行、日本銀行と政府との関係、日本銀行と銀行との関係を論じた上で、政府と中央銀行、経済政策と金融政策、政府金融政策と中央銀行金融政策、金融政策と経済基盤政策、政府金融政策と対外金融経済情報、中央銀行金融政策と対内金融経済情報を問題にしている。

本稿「日本経済と金融政策」は、小泉純一郎内閣の金融政策担当者、塩川正十郎財務相、竹中平蔵経済財政担当相、速水優日本銀行総裁、柳沢伯夫金融担当相を取り上げ、政府金融政策担当者、塩川、竹中、柳沢3氏と、中央

銀行金融政策担当者、速水氏との関係を具体的に見る中から、現下の金融政策の問題点を考えてみた。

なお、政府金融政策と中央銀行金融政策を考えるために必要と思い、先稿では触れることもなかったので、本稿の末尾に「付」として「日本銀行法」「第2章政策委員会」の全条文を載せておいた。

Ⅱ

2001年4月26日、小泉純一郎内閣が発足した。塩川正十郎（79歳）氏が、財務相に就任した。

塩川正十郎氏は、1911（大正10）年10月13日生まれ、大阪府出身である。慶應義塾大学経済学部卒業後、三晃株式会社設立、代表取締役に就き、布施市青年会議所理事長を務め、弘容信用組合常務理事、布施市助役、1967（昭和42）年1月、衆議院議員へ、当選11回である。運輸相、文部相、内閣官房長官、自治相を歴任、自由民主党総務会長を務めた後、財務相に就任した。なお、東洋大学理事長も務めた。

日本銀行調査統計局『金融経済統計月報』2001年4月、によれば、政府関係金融機関等として日本政策投資銀行、国際協力銀行、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、中小企業総合事業団、沖縄振興開発金融公庫、信用保証協会があげられている。

政府関係金融機関あるいは公的金融機関には、監督官庁が存在する。

日本政策投資銀行は、財務省と国土交通省の共管であり、国際協力銀行は、財務省と外務省の共管である。

国民生活金融公庫は、財務省と厚生労働省の共管であり、住宅金融公庫は、財務省と国土交通省の共管である。

農林漁業金融公庫は財務省と農林水産省の共管であり、中小企業金融公庫は、財務省と経済産業省の共管である。

公営企業金融公庫は、財務省と総務省の共管であり、中小企業総合事業団は、財務省と経済産業省（中小企業庁）の共管である。

沖縄振興開発金融公庫は、財務省と内閣府の共管である。¹⁾

財務省政策金融課によれば、財務省はすべての公的金融機関を管轄しているが、その関与の度合は「日本政策投資銀行」、「国際協力銀行」、「国民生活金融公庫」が「主」であり、他の公的金融機関は、他方の監督省庁が「主」となるとしている。

塩川正十郎財務相は、財政と金融の両方に目配りしなければならない。財政政策と金融政策、政府金融政策と中央銀行金融政策を行う中で、塩川正十郎財務相の役割は、非常に大きいことになる。

小泉純一郎内閣では、竹中平蔵氏が、経済財政担当相に任命された。

竹中平蔵氏については、佐藤雅彦・竹中平蔵『経済ってそういうことだったのか会議』（日本経済新聞社、2000年4月）を取りあげ、「経済入門書にちょっと一言」と題して、次のような苦言を呈したことがある（『福山大学学報』第86号、2000年12月12日）。

「佐藤、竹中両氏は、特に推薦する章をあげているが、両氏共通の章は、『第1章、お金の正体…貨幣と信用』だけである。²⁾

佐藤氏は、小学校の経験から話を開始する。牛乳瓶のフタを集め、クラスで流行らせ、フタ10枚と消しゴムの交換、フタ20枚と掃除当番の交代に一時成功するものの、クラスのある友人が大量の真新しいフタを何百枚も持ってきたことによって『牛乳瓶のフタ熱』は冷めてしまう。

竹中氏は、佐藤氏の話の中に貨幣経済における重要ないくつかの命題が含まれているとし、フタ何枚で価値の尺度、フタ10枚と消しゴムの交換で交換手段、フタの収集で貯蓄手段と、お金には三つの役割があるとする。さらに、『牛乳瓶のフタ熱』の冷めで、貨幣経済における信用の崩壊を説く。

貨幣と信用との関係は、それほど簡単なものではない。貨幣、貨幣制度、

貨幣政策が三位一体として理解されてこそ、貨幣経済の仕組みが見えてくるからである。例えば、 M_1 が現金で、 M_2 が預金まで、 M_3 には貯蓄性の預金が入ると、竹中氏は説明するが³⁾、 $M_1 \cdot M_2$ と M_3 の違いは、対象金融機関の違いでもある。⁴⁾ 貨幣にとっては、貨幣価値の安定、貨幣の円滑な流通が保証されてこそ、貨幣の機能を果たすとすれば、貨幣当局の貨幣政策との関係で貨幣と信用は説かれるべきである。

竹中氏が言う、信用があって貨幣が存在するのではなく、貨幣が存在し、官と民の貨幣制度が機能し、貨幣当局の貨幣政策が成功してこそ、信用が獲得されるのである。」

中央銀行が発券銀行であることに注目した場合、竹中氏の通貨理解は不十分であると言える。竹中氏は、経済政策の調整者として、資格を問われることになる。

2001年4月28日の新聞各紙は、速水優日本銀行総裁辞任の記事を掲載している。中国新聞は「速水日銀総裁、辞任へー健康理由」の見出しで、一面に次のように報じている。

「日銀の速水優総裁は27日、任期途中で辞任する意向を固めた。首相官邸にもこうした考えを伝えた。76歳と高齢で、健康面から職務遂行が困難となつたためとみられる。ただ、政府・与党や市場関係者は、昨年8月のゼロ金利政策解除など、金融政策の『失政』の責任を取った、と受け止めている。」

速水優氏は、6年前（日銀総裁受諾3年前）、「円が尊敬される日」（東洋経済新報社、1995年）⁵⁾を出版し、日本経済が直面する三つの構造問題（世界の供給構造の変化、日本経済の成熟化、金融機関の抱えるバランス・シートの問題）をあげ、如何に克服するかが、これからの課題であるとして、第1について次のように述べる。

「第1の世界の供給構造（グローバル・サプライ・ストラクチャー）の変化について簡単に説明する。今、世界市場でメガ・コンペティション（大競争）

ともいわれることが行われているのは確かだと思う。世界市場への参加人口は、かつては北米、西欧、日本の先進国で約8億人、いわゆるO E C D 加盟国だけであったが、今では東アジア、旧ソ連を含む東欧、中南米諸国の参入で、一気にそれが30億人になっている。さらに最近は、新興経済圏として注目されている南西アジア、インドなどを入れると、40億人近い人びとの競争がグローバル・マーケットの中で行われていることになる。かつて世界は東西南北に区分けされていた。旧社会主義陣営の東側と資本主義の西側、そして、技術の進んだ北側先進国と工業化を早めつつある南側開発途上国、このように区分けされていた東西南北が同じ市場で競争し合うという供給構造の変化が世界的に起こっているわけである。」⁶⁾

速水優氏は、日本銀行に入行後、ロンドン駐在参事、外事審議役、外国局長、名古屋支店長、理事（外国担当）を歴任している。国際通であり、きわめて正しい構造理解を示しているが、新日本銀行法下では、対外的な問題は政府に任せられている。速水日本銀行総裁の苦悶は続きそうである。

小泉内閣で再任された金融担当相、柳沢伯夫氏については、次の紹介記事に注目したい。

「『ヤナギサワ』一。年限を区切って不良債権の最終処理（直接償却など）を打ち出すなど金融システム改革を積極的に推進する柳沢伯夫金融担当相への評価は、とりわけ海外で高く、小泉内閣で再任された。

大蔵官僚時代、故田中六助元官房長官の秘書官を務め、政界入りを決断した。政治の師と仰ぐ田中氏を『状況創出の人。当時官僚だった自分とは大きくかけ離れた存在だった』と振り返る。1961年に大蔵省に入省したきっかけは、池田勇人首相が掲げた所得倍増計画にひかれ、その実務にかかわるためだった。

主税局で一般消費税構想をまとめて退官し、初出馬した79年の衆院選は増税への逆風が強く落選、その翌年の80年に初当選した。構造改革を掲げる小

泉内閣では『切り札』的な存在として、不良債権の処理をはじめ内閣の命運を握ることになる。党内きっての政策通との評も。衆院当選6回。東大法卒、65歳。」（『日本経済新聞』2001年5月8日）。

柳沢伯夫氏の担当は、速水優氏が掲げた日本経済が直面する三つの構造問題の第2、日本経済の成熟化、第3、金融機関の抱えるバランス・シートの問題の処理である。

第2は、規制の緩和・撤廃により、市場機能を引き出すことへの対応であり、成熟した日本経済にふさわしい法的整理の実現である。第3は、不良債権処理方策である。

柳沢伯夫氏は、第2に関しては、学歴、職歴からして問題はないが、第3に関しては、難問に対することになる。

日本の金融システムは、中央銀行を頂点として、民間金融機関、公的金融機関から構成されている。中央銀行への対応、民間金融機関と公的金融機関の補完関係、民間金融機関内部においても、全国的金融機関と地域密着型金融機関の機能における違いへの考慮が必要である。また、営利を追求する金融機関と相互扶助的な金融機関に対しては、同一基準で臨めない場合が当然出てくる。

柳沢伯夫氏の「海外で」の高い評価は、国益を踏まえたものであるか、問われることになる。

Ⅲ

小泉純一郎内閣の金融政策担当者、塩川正十郎財務相、竹中平蔵経済財政担当相、速水優日本銀行総裁、柳沢伯夫金融担当相を紹介したことを受け、竹中平蔵氏、速水優氏について前掲2書から先に問題点を取り出し、さらに検討する。

竹中平蔵氏は、次のようにも述べている。
「通貨当局はこのマネーの量を増やしたり減らしたりして経済をよくしたり

抑えたり調整するんですが、このときどのマネーを見ればいいのかというと、これが難しいんです。大問題なんですよ。具体的に言うと、日本ではM2+C D (Certificate of Deposit) を見ているんです。アメリカではM1を見ているんです。これは、過去にいろんな専門家が研究して、経験的に経済の実態とどのマネー（M1かM2かなど）が一番相関してるかということを検討した結果なんです。したがって、今の見方が絶対に正しいかどうかは誰にもわかりませんし、また今後変わる可能性もあります。

以前、『マネー・イズ・ミッシング』っていう言葉があったんです。お金がどっか行っちゃった、という意味です。これは、たとえば現金と預金を合わせたものをマネーだというふうに我々は考えて来たのですが、それと所得の合計であるG D P (Gross Domestic Product)との関係を分析した人がいるんですよ。その人が言ったんですね、『マネー・イズ・ミッシング』。G D Pに対するマネーの比率が、あるとき大幅に低下したんです。

なぜこんなことになったと思われますか。これ、理由があるんです。たとえばですよ。中期国債ファンドみたいなものがあるとき出てきましたでしょ。これは、国債を買うというファンドです。だから、M2の中には入らないんだけども、M5ぐらいだったら入るとします。いまもし、たくさんのマネーが銀行預金から中国ファンドに流れたとしましょう。M5とG D Pの関係を見たら変化がないかもしれません、もしM2とG D Pの関係を見ると、M2がずいぶん少ないように見えるでしょう。だから、マネー・イズ・ミッシングなんです。」¹⁾

速水優氏は、次のようにも述べている。

「日本円が基軸通貨になるということの意味は、それを通じて、かなり日本の存在感あるいは発言権を増す機会になるということを見逃してはならないと思う。このような観点からも、前述の三つの条件のうち二つは満たされているが、あと一つ、使い勝手のよさという点で、官民でまだまだ努力を要す

るところが大きいと思う。逆に基軸通貨になることの重荷というか、責任としては、通貨価値の安定をいかなる場合にも維持すること、そしてまた国際経済面での貿易、投資等について、リーダーシップをとりうる実力を備えること、このため、国内の通貨供給コントロールだけを見て通貨政策、金融・財政政策を行っていけるこれまでの立場に、いまひとつグローバルな視野で責任を負っていくという、一つの新しい重荷が加わることはありえよう。しかしこのような重荷・責任を負っていくことが、グローバル社会での日本の存在感と発言権を増やしていく支えとなりうることを強調しておきたい。」²⁾

速水優氏は、また次のようにも述べている。

「ここで私が特に強調しておきたいことは、円が国際通貨の仲間入りをし、そして単一基軸通貨であるドルの補完をするという考え方をこれまで述べてきたわけで、リージョナル・カレンシー（地域通貨）としての円を、特に東アジアとの関係等で考えているものではないという点である。あくまでもグローバルなキー・カレンシー機能を身につけて、そのための環境を整備して、グローバルに基軸通貨の補完をしていくことが必要であるということである。」³⁾

速水優氏は、さらに次のようにも述べている。

「さて三つ目の日本の貢献は、第4章に述べた国際通貨制度の見直しにあたって、強い通貨としての円が唯一の基軸通貨である米ドルの機能低下を補足していく役割を果たしていくことではないかと思う。」⁴⁾

小泉純一郎内閣成立当時のマネーサプライについては、次のように説明されている。⁵⁾

「1. M_1 ：対象金融機関：日本銀行、国内銀行（整理回収機構、紀伊預金管理銀行を含む）、外国銀行在日支店、信金中央金庫、信用金庫、農林中央金庫、商工組合中央金庫。

$M_1 = \text{現金通貨} + \text{預金通貨}$ 。

現金通貨：一般法人、個人、地方公共団体等（通貨保有主体）が保有する銀行券および貨幣。

預金通貨：通貨保有主体が対象金融機関に預け入れた要求払預金（当座、普通、貯蓄、通知、別段、納税準備の各預金）合計から小切手・手形を差引いたもの。

2. $M_2 + C D$ ：対象金融機関： M_1 と同じ。

$M_2 + C D = M_1 + \text{準通貨} + \text{譲渡性預金 (C D)}$ 。

準通貨：通貨保有主体が対象金融機関に預け入れた定期性預金（定期預金、据置貯金、定期積金の各預金）、外貨預金および非居住者円預金の合計。

譲渡性預金：通貨保有主体が保有する対象金融機関発行の譲渡性預金。

3. $M_3 + C D$ ：対象金融機関： $M_2 + C D + 郵便局、全国信用協同組合連合会、信用組合、労働金庫連合会、労働金庫、信用農業協同組合連合会、農業協同組合、信用漁業協同組合連合会、漁業協同組合、国内銀行信託勘定。$

$M_3 + C D = M_2 + C D + \text{通貨保有主体が対象金融機関 (}M_2 + C D\text{を除く) に預け入れた預貯金 (譲渡性預金を含む)} + \text{金銭信託}$ 。

4. 広義流動性：対象金融機関： $M_3 + C D + \text{中央政府} + \text{外債発行機関} + \text{保険会社}$ 。

広義流動性 = $M_3 + C D + \text{通貨保有主体が保有する金銭信託以外の金銭の信託、投資信託、金融債、金融機関発行 C P、債券現先・現金担保付債券貸借、国債・F B、外債}$ 。

竹中平蔵氏の M_1 、 $M_2 + C D$ 、 M_5 に対する説明は、日本の現実に即した場合、対象金融機関を考慮した上で、 M_1 、 $M_2 + C D$ 、 $M_3 + C D$ 、広義流動性で説明すべきではないかと思う。

速水優氏は、基軸通貨になるための3条件として、第1の強靭な経済力、経済体质、第2の通貨価値の強さ、安定性をあげて、2点は満たされている、第

3点の使い勝手のよささえ整えば、日本円が基軸通貨になるとの判断は、日本の現状からすれば、納得しがたい。

また、速水優氏は、リージョナルという言葉をグローバルあるいは国際的に使用しているが、リージョナルには国内的な使用方法があることに気付いているとは思えない。日本の北から南までの国内的な経済基盤整備を重視すれば、円は国際的に見て、アジアのリージョナル・カレンシーであっても一向に差しつかえない。

さらに、速水優氏は、円高擁護論者を自認しておられるが、日本経済の実態を踏まえたものでなければ、日本経済に理想を求めている発言としか取れない。

塩川正十郎財務相に関して付言すれば、公的金融機関の監督官庁の責任者であるが故に、財政政策と金融政策の分離と協調の判断を難しくしている。公的金融機関の監督関与の「主」「従」を問題にするよりも、政府主導か、民間主導かの基本的立場を明確にするためには、公的金融機関の監督官庁としては、公的金融機関の見直しの中で、財務省は一步後退も考えてみる必要がある。財政政策は、政府主導、金融政策は民間主導の経済運営であることを、確認されてよいように思う。

柳沢伯夫金融担当相に関して言えば、中央銀行の対応は、現行日本銀行法においては、政策委員会に塩川正十郎財務相、竹中平蔵経済財政担当相は、政府からの出席者として意見を述べることが出来るが、柳沢伯夫金融担当相は、出席を認められていないので、難しい。⁷⁾

また、柳沢伯夫金融担当相が、民間金融機関と公的金融機関の補完関係に対応するにしても、公的金融機関における財務省の権限が強過ぎる故に難しい。

さらに、全国的金融機関と地域密着型金融機関の機能の違いに関しても、判断基盤となる資料の日本銀行の金融機関の分類が⁸⁾、国内銀行、外国銀行

在日支店、中小企業金融機関、農林水産金融機関、保険会社、証券金融機関、政府である以上、柳沢伯夫氏が機能の違いを理解することは難しい。

さらにまた、相互扶助的な金融機関は、前記分類で中小企業金融機関、農林水産金融機関として一括されているが、営利を追求する金融機関、国内銀行においても、地方銀行、第2地方銀行はもとより、都市銀行でさえ必ずしも大手企業の金融機関ではなく、中小企業との関与を強めている現状からすれば、分類自体が陳腐化している。柳沢伯夫氏のグローバル・スタンダードの適用は、金融機関の機能に応じて、慎重になされるべきである。

IV

私は、政府経済政策について次のように述べたことがある。

「政府経済政策とは、一般的には、金融政策、財政政策、産業政策を指す。新しい行政機構との関係で、経済政策の主体を考えれば、次のようにもいえる。

経済政策の総括をするのは、内閣府であるが、政府金融政策は内閣府、財務省、財政政策は財務省、産業政策は農林水産省・経済産業省が、各政策主体となる。

日本国の存在基盤を整理すれば、産業基盤、生活環境基盤、保健・福祉・医療基盤、教育・文化基盤、行財政基盤である。政府経済政策は、産業基盤政策、生活環境基盤政策、保健・福祉・医療基盤政策、教育・文化基盤政策、行財政基盤政策と考えることが、現下においては必要となる。

経済政策の政策主体は、したがって産業基盤政策は、農林水産省・経済産業省、生活環境基盤政策は、国土交通省・環境省、保健・福祉・医療基盤政策は、厚生労働省、教育・文化基盤政策は、文部科学省、行財政基盤政策は、総務省・法務省・外務省となる。経済政策全体の指揮をとるのは、内閣であり、内閣総理大臣が責任の^{たて}衝にあたる。」¹⁾

新日本銀行法において、金融政策が中央銀行金融政策と政府金融政策に整

理されているのに対し、政府金融政策と財政政策、産業政策（狭義の経済政策）を、ここでは政府経済政策と命名している。

経済基盤政策の政策主体として、行財政基盤政策から財務省を除いたのは、財政政策と経済基盤政策を区別したためである。したがって、広義の経済政策とは、金融政策、財政政策、経済基盤政策を指すことになる。従来の政府経済政策は、政府金融政策、財政政策、経済基盤政策と整理したほうが適当なのかもしれない。

金融政策については、マネーサプライ統計の定義を見直す必要がある。 M_1 、 M_2 対象金融機関は、日本銀行、国内銀行、外国銀行在日支店、信金中央金庫、信用金庫、農林中央金庫、商工組合中央金庫から構成されているが、地域性が強く、相互扶助的な金融機関である信用金庫は除外すべきではないかと思う。マネーサプライは、代表的な指標として、 $M_2 + CD$ か、広義流動性が使用されているが、信用金庫はグローバル・スタンダードの意味合いが強い $M_2 + CD$ から距離を置き、信用組合、農業協同組合等の商品と同等に広義流動性として処理すべきではないかと思う。

金融政策については、中央銀行金融政策と政府金融政策の整合性が求められている以上、日本銀行法第19条を改正して金融担当相を、政策委員会に政府からの出席者として認める方向を示すべきではないかと思う。

公的金融機関の整理に関して、私見を述べれば次のようなになる。

日本政策投資銀行は、地域間格差あるいは生産性格差を正の金融機関として、国際協力銀行は、対外関係の、国民生活金融公庫は、個人対象の、中小企業金融公庫は、中小企業対象の金融機関として、民間金融機関の補完に努めるべきであろう。

日本政策投資銀行は、農林漁業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫の役目を果たすことになる。

国民生活金融公庫は、住宅金融公庫の役目を果たすことも可能であろう。

中小企業金融公庫は、中小企業総合事業団の役目も果たすであろう。

したがって、公的金融機関は、名称の問題を別にして、日本政策投資銀行、国際協力銀行、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫の4金融機関体制となる。監督官庁は、協力官庁として、各金融機関の独自性を補助すべきであろう。

経済政策は、金融政策、財政政策、経済基盤政策と整理した上で、金融政策は、中央銀行金融政策が中央銀行（日本銀行）総裁、政府金融政策のうち、対内的な問題は金融担当相、対外的な問題は財務相が担当することになる。

財政政策は、対外的な関係を踏まえながら、財務相が担当する。

経済基盤政策は、各関係相が各分野に取り組んだ上で、経済財政担当相が調整の役目を果たすことになる。

小泉純一郎内閣の課題は、現状を直視し、現状の問題点を把握した上で、本稿で指摘したように、現状の問題点解決策を具体的に提示し、国民の協力を得て、一步前へ進むことではないかと思う。

I の (注)

- 1) 『福山大学経済学論集』第26巻、第2号、2002年3月。

II の (注)

- 1) なお、信用保証協会は、経済産業省（中小企業庁）と内閣府（金融庁）の共管である。
- 2) 『経済ってそういうことだったのか会議』は、「第1章、お金の正体…貨幣と信用」、「第2章、経済のあやしい主役…株の話」、「第3章、払うのか取られるのか…税金の話」、「第4章、なにがアメリカをそうさせる…アメリカ経済」、「第5章、お金が国境をなくす…円・ドル・ユーロ」、「第6章、強いアジア、弱いアジア…アジア経済の裏表」、「第7章、いまを取るか、未来を取るか…投資と消費」、「第8章、お金儲けはクリエイティブな仕事…起業とビジネス」、「第9章、人間とは『労働力』なのか…労働と失業」、「終章、競争か共存か」から構成されている。

本書が、優れた経済学の入門書であることは、次のように体系的に書かれていることからも理解できる。第1章の経済の基礎である貨幣から出発し、第2章で金融の話に展開し、第3章では財政の話となる。官と民あるいは公と私から経済を把握しなければならないことが説かれる。第4章、第5章、第6章は、実際の世界経済をいわゆる3極、即ちアメリカ、ヨーロッパ、アジアに目を向けて考察する。第7章では、経済主体を構成する企業と家計を紹介し、第8章では、企業について、第9章では、家計についてわかりやすく解説し、第3章の税金の話とあわせれば、経済主体、企業・家計・政府が語られたことになる。終章は、アメリカ型の経済とその他の型の経済が対比され、グローバル・スタンダードは、必ずしもアメリカン・スタンダードでないことが示される。

3) 佐藤氏の「お金は貨幣という形がなくても勝手に増えていきますよね。」との質問に対して、竹中氏は、次のように答えている。

「それはまさに手形の話ですよね。『お金とは何か』を突き詰めていくとなかなか難しいんです。財布の中に入っている現金、これは誰が見てもお金ですよね。現金というのはお金だとみんな思っている。さっき説明した三つの要件（価値の尺度、交換の手段、価値を貯蔵する手段）を全部満たしていますよね。

じゃあ、銀行預金はどうかと考えると、これも三つの要件をすべて満たしてますよね。引き出そうと思えばすぐ引き出せるから。それなら定期預金はどうか。定期預金は解約できるはずですから、普通預金だけでなく定期預金もお金に入れてもいいだろうということになりますよね。次に国債や株はどうか。株だって売ろうと思えば売れるだろうし、株もマネーに入れてもいいという考え方もできますよね。それでは自動車はどうなのか。自動車だって売ろうと思えば中古市場ですぐ売れるじゃないかと。それなら土地はどうかとかね……。こう考えしていくと、マネーというのは無限大の定義ができます。

そこで手形の話に戻りますが、手形というのはこれこれの金額を決められた日に支払いますという約束なんですね。それだって本当に払うということが確実であり、すぐに決済ができるならばそれもマネーに入れてもいいんです。現実に経済の議論をするとき、我々はマネーの種類をM1、M2、M3と分けるんですが、これはM100まででもM200まででも作れるんです。M1っていうのは現金です。M2っていうのは預金まで。M3になると今度は貯蓄性の預金が入ってくる。」(26～27ページ。)

4) 日本銀行調査統計局『金融経済統計月報』、2002年4月、解説、5ページ参照。

日本経済と金融政策－2001年4月～2002年3月－

<マネーサプライ>

1. 調査対象・事項

- マネーサプライ統計には、対象とする商品の範囲（例：直ちに支払いに充当できる現金や流動性預金のみを対象とするのか、定期預金等を含むのか）や通貨発行主体の相違（例：信用組合・農漁協の預金を含むのか否か）等により複数の指標が存在しており、指標毎に調査対象商品や調査対象機関が異なっている（詳細は以下を参照）。

2. 統計内容

- 「マネーサプライ（通貨供給量）」とは、基本的に通貨保有主体（一般法人、個人、地方公共団体等）が保有する通貨量の残高（金融機関や中央政府が保有する預金などは対象外）。なお、銀行・信用金庫等のほか、信託（投信を含む）、保険会社、政府関係金融機関などは通貨保有主体から除かれる一方、証券会社、証券金融会社、短資会社などは一般法人として通貨保有主体に含まれる。
- 代表的な指標は、 $M_2 + CD$ と広義流動性。
 $M_2 + CD \dots \dots$ 通貨発行主体（日本銀行、国内銀行、外国銀行在日支店、信金中央金庫、信用金庫、農林中央金庫、商工組合中央金庫）が発行し、通貨保有主体が保有する現金・預金の集計量。
 広義流動性 $\dots \dots$ 通貨保有主体が保有する現金・預金および現金・預金と代替性の高い金融資産を幅広く推計・集計した集計量。
- マネーサプライ指標の詳細な定義については、次の図を参照。

マネーサプライ統計の定義

			各 指 標 の 定 義 と 対 象 金 融 商 品	通貨発行主体	
広 義 流 動 性	M 3 + C D	M 1	現金通貨 預金通貨	銀行券発行高 + 貨幣流通高 要求払預金（当座、普通、貯蓄、通知、別段、納税準備）－ 対象金融機関保有小切手・手形	
		M 2 + C D	準 通 貨	定期預金、据置貯金、定期積金、非居住者円預金、外貨預金	
		C D	CD（譲渡性預金）	同上	
		郵便貯金	通常、積立、住宅積立、教育積立、定期	郵便局	
		その他金融機関預貯金	要求払預貯金（当座、普通、貯蓄、通知、別段、納税準備）－ 対象金融機関保有小切手・手形、定期預貯金、定期積金、非居住者円預金、外貨預金、CD（譲渡性預金）	信用組合、全信連、労働金庫、労金連、農協、信農連、漁協、信漁連	
		金銭信託	金銭信託（投資信託、年金信託等を除く）	国内銀行の信託勘定	
		金銭信託以外の金銭の信託	金銭信託以外の金銭の信託	同上	
		投資信託	公社債投信、株式投信	同上	
		金融債	金融債	金融債発行金融機関（長信銀、農中等）	
		金融機関発行CP	金融機関発行CP	金融機関（国内銀行、農中、商中、保険会社等）	
参考 計数		債券現先・現金担保付債券貸借	債券現先（買現先） 現金担保付債券貸借（債券借入/現金担保放出）	資金調達主体	
		国債・FB	国債（TB、財融債を含む）、FB	中央政府	
		外債	非居住者発行債（円建て、外貨建て）	外債発行機関	
年金信託		年金信託	年金信託	国内銀行の信託勘定	
外債<ドルベース>		外債<ドルベース>	非居住者発行債（円建て、外貨建て）をドル換算	外債発行機関	

(注) 上記は、いずれも一般法人、個人、地方公共団体等の保有分。

(a)貨幣は、厳密には中央政府が発行しているが、マネーサプライ統計上は日銀の発行として分類。

5) 速水優『円が尊敬される日』は、序章、第1章「グローバル化した世界の金融・為替市場」、第2章「メキシコ通貨危機の教訓」、第3章「国際通貨制度改革の方向」、第4章「円の進むべき道」、第5章「変わりゆく世界経済への日本の貢献」から構成されている。円高支援論者（あるいは構造改革論者）という主張に基づいた優れた国際金融制度についての入門書でもある。

6) 速水優『円が尊敬される日』、12～13ページ。

速水優氏は続けて次のように述べている。

「日本経済にとっては安い労働力の豊富にある新興経済圏(emerging economies)との競争を強いられることになるため、付加価値の高い新しいビジネスや技術を次々と開発していかなければ、雇用に不安が生じるおそれがある。競争関係にある企業の痛みをやわらげるために、一時的な保護政策でしのぐことは問題を先送りするだけで、かえって将来、急激な変革を余儀なくされ、ついにはどうにもならない事態を招くことになる。

私はいたずらに空洞化を騒ぎ立て、悲観論を展開するよりも、この事態をむしろ経済発展の一つのステップと受けとめるべきだと思う。新興経済圏の供給力の拡大、すなわち、彼らの輸出の増加は彼らにとっては所得の増加を意味し、同時に、日本を初め、先進工業国にとっては大きな市場の開拓を意味することになるからである。要は、生産要素や生産技術に関する比較優位の原則で、水平分業・水平貿易が行われてこそ初めて、世界全体が豊かになっていくということである。」

第2、第3については、次のように述べている。

「第2の日本経済の成熟化については、ディレギュレーション（規制の緩和・撤廃）により、市場機能を引き出すことしか対応としてはりえないと思う。要するに、これまでのキャッチ・アップ型『政官財

協力体制』から、市場経済下で各企業や個々人の自己責任によるイノベーションが求められているのである。これまで日本がやってきた政治と行政と産業界が一体となって動くシステムは、今や機能不全に陥っている。日本としては、外国からの技術とかノウハウを取り入れ、大量生産してコストを下げ、市場占有率をあげてゆくこれまでのやり方から、日本がみずからクリエートして、創造的な技術革新（イノベーション）、経営の革新、ニュー・ビジネスの開発、そして特に、サービス産業の開発等を図っていかなければならぬ段階に達したと言つてよい。

大量生産ベースではなく、企業の創造力で新しい製品なりサービスなりを開発していく時代になって、なお政治や官僚の力を借りて規制や保護を維持しようとするやり方では、開発の意欲もそがれ新しい分野への投資意欲も湧いてこない。また、労働市場の流動化も妨げられることになる。変革を好むと好まざるとにかかわらず、自己責任原則によるフェアな自由競争を重視する方向に急速に動いていかざるえないだろう。なぜなら、市場のダイナミズムに依存した経済活動が、これから来世紀にかけて世界市場で行われていく中で、その枠外に日本だけが取り残されることは許されないからである。

日本の変革のために必要な規制緩和・撤廃については、政府が実施困難とみなした項目だけでもまだ450も残っている。今後、経済規制はこれら明文化されている残存規制のほかに、明文化されていないいわゆる行政指導を含め原則撤廃を前提に、役所も政治家も企業も自由化に向けて努力していかなければならないだろう。痛みを先送りする保護政策に固執すれば、諸外国との競争にやぶれ、ニュー・ビジネスへの進出などが遅れることを認識すべきなのである。

第3のバランス・シート問題は、大幅な経常収支黒字と内需振興の

ための偏った景気政策がもたらしたバブル経済の後遺症の整理の課題である。バブルの生成と崩壊の過程で、資産価格が大幅な変動を示し、その結果、一部の金融機関や企業が不良資産・不良貸出を抱えるに至り、金融機関の破綻があちこちで起こりはじめた。銀行や企業の不良資産の償却は、株価や地価の下落している状況のもとでは非常に難しく、この問題は日本の景気回復の足かせになっている。

ただ、金融システムの安定を図り、預金者の不安をなくすために公的資金を導入するといつても、どのようなケースで、どのようなチャネルで、どれぐらいの資金を入れるのか、一つ一つのケースが起こってからでないと具体的な対策が打てない面もある。要は、金融システムの安定維持という立場から必要な吸収合併とか預金保険制度の強化、ディスクロージャーの徹底、監査・監督システムの見直しなど個々の責任追及とは別に、早急に適切な手が打たれ、それがわかりやすく説明されていくことが必要だと思う。」(13～15ページ)。

Ⅲの（注）

- 1) 『経済ってそういうことだったのか会議』、28～29ページ。
- 2) 『円が尊敬される日』、118ページ。なお、満たされている二つの条件とは、第1が、強靭な経済力、経済体質、第2は、通貨価値の強さ、安定性である。
- 3) 前掲書。167～168ページ。
- 4) 前掲書。180ページ。

速水優氏は、円高については、次のように述べている。

「もう故人になられたが、ペール氏の前任のブンデス・バンク総裁であったエミンガー氏は、外国担当理事、副総裁、総裁を歴任され、私も長くいろいろな場面でご一緒する機会があったが、やはり常に同じことを言っておられた。かつて同じ職場で苦労をともにした太田赳

氏の『国際金融－現場からの証言』（中公新書）の中でもこのことを指摘し、エミンガー元総裁の言葉として「なぜ日本はそんなに円高を気にするのか。自国通貨が強いことほど幸せなことはないではないか。通貨を強くしようと思ってもできない国が少なくない。強い通貨を維持することこそ、中央銀行の使命の一つではないか」という発言が引用されている。（同書55頁）。私もこれが年来の持論であって、とりわけ経済同友会代表幹事を務めた過去4年間、円高が話題になるつど、このことを自信をもって言い続けてきたつもりである。」（135～136ページ）。なお、一つ目、二つ目の世界への貢献とは、日本市場を開放すること、市場メカニズム定着への努力である。

- 5) 日本銀行調査統計局『金融経済統計月報』、2001年4月。脚注、2ページ。
- 6) 前掲書、116～118ページ。
- 7) 本稿「付」、日本銀行法、第19条参照。
- 8) 日本銀行調査統計局『金融経済統計月報』、2002年4月。解説、1ページ。

Nの（注）

- 1) 拙稿「日本経済と中央銀行－2001年2月～2001年9月－」（『福山大学経済学論集』第26巻、第2号、2002年3月、83ページ）。

(「付」)

「日本銀行法」

第2章 政策委員会

(設置)

第14条 日本銀行に、政策委員会（以下この章及び次章において「委員会」という。）を置く。

(権限)

第15条 次に掲げる通貨及び金融の調節に関する事項は、委員会の議決による。

- ① 第33条第1項第1号の手形の割引に係る基準となるべき割引率その他の割引率並びに当該割引に係る手形の種類及び条件の決定又は変更
- ② 第33条第1項第2号の貸付けに係る基準となるべき貸付利率その他の貸付利率並びに当該貸付けに係る担保の種類、条件及び価額の決定又は変更
- ③ 準備預金制度に関する法律（昭和32年法律第135号）第4条第1項に規定する準備率及び基準日等の設定、変更又は廃止
- ④ 第33条第1項第3号に規定する手形又は債券の売買その他の方法による金融市場調節（金融市場を通じて行う通貨及び金融の調節（公開市場操作を含む。）をいう。）の方針並びに当該金融市場調節に係る手形又は債券の種類及び条件その他の事項の決定又は変更
- ⑤ その他の通貨及び金融の調節に関する方針の決定又は変更
- ⑥ 前各号に掲げる事項の基礎となる経済及び金融の情勢に関する基本的見解その他通貨及び金融の調節に関する日本銀行としての見解の決定又は変更

2 前項の規定により委員会の議決によるものとされる事項のほか、次に掲げる事項は、委員会の議決を経なければならない。

- ① 第37条第1項の規定による貸付けの実施及び第38条第2項の規定による業務の実施
- ② 第39条第1項の規定による認可の申請及び当該認可に係る業務に関する重要事項
- ③ 第40条第3項に規定する国際金融面での協力に該当するものとして財務大臣が定めるもののため行う外国為替の売買の実施、第41条に規定する業務に係る各外国中央銀行等（同条に規定する外国中央銀行等をいう。）との取引の開始及び第42条の規定による取引の実施
- ④ 第43条第1項ただし書の規定による認可の申請及び当該認可に係る業務に関する重要事項
- ⑤ 第44条第1項に規定する考查に関する契約の内容及び毎事業年度の考查の実施に関する重要事項
- ⑥ 定款の変更
- ⑦ 業務方法書の作成又は変更
- ⑧ 支店その他の事務所及び代理店の設置、移転又は廃止
- ⑨ 組織及び定員に関する重要事項（前号に掲げるものを除く。）
- ⑩ 第31条第1項に規定する給与等の支給の基準及び第32条に規定する服務に関する準則の作成又は変更
- ⑪ 不動産その他の重要な財産の取得又は処分
- ⑫ 経費の予算（第51条第1項に規定する経費の予算をいう。）の作成又は変更、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び決算報告書の作成、剰余金の処分その他の会計に関する重要事項
- ⑬ 第54条第1項に規定する報告書の作成及び第55条に規定する業

務概況書の作成

- ⑭ 第59条に規定する規程の作成又は変更
 - ⑮ この法律の規定により委員会が定め、又はこの法律若しくは他の法令の規定により委員会が行うこととされる事項
 - ⑯ 前各号に掲げるもののほか、委員会が特に必要と認める事項
- 3 委員会は、日本銀行の役員（監事及び参与を除く。）の職務の執行を監督する。

（組織）

- 第16条 委員会は、委員9人で組織する。
- 2 委員は、審議委員6人のほか、日本銀行の総裁及び副総裁2人をもってこれに充てる。この場合において、日本銀行の総裁及び副総裁は、第22条第1項及び第2項の規定にかかわらず、それぞれ独立して委員の職務を執行する。
 - 3 委員会に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。
 - 4 議長は、委員会の会務を総理する。
 - 5 委員会は、あらかじめ、委員のうちから、議長に事故がある場合に議長の職務を代理する者を定めておかなければならぬ。

（会議の招集）

- 第17条 委員会の会議は、議長（議長に事故があるときは、前条第5項に規定する議長の職務を代理する者。以下この条、次条及び第20条において同じ。）が招集する。
- 2 議長は、委員会の会議のうち第15条第1項各号に掲げる事項（以下この章において「金融調節事項」という。）を議事とする会議については、政令で定めるところにより、これを定期的に招集しなければならない。
 - 3 前項の規定は、議長が必要と認める場合又は現に在任する委員

の総数の3分の1以上が必要と認めて議長に対しその招集を求めた場合において金融調節事項を議事とする会議を招集することを妨げるものと解してはならない。

(議事の運営)

第18条 委員会は、議長が出席し、かつ、現に在任する委員の総数の3分の2以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長が決する。
- 3 この法律に定めるものを除くほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

(政府からの出席等)

第19条 財務大臣又は内閣府設置法（平成11年法律第89号）第19条第2項に規定する経済財政政策担当大臣（経済財政政策担当大臣が置かれていらないときは、内閣総理大臣。次項において「経済財政政策担当大臣」という。）は、必要に応じ、金融調節事項を議事とする会議に出席して意見を述べ、又はそれぞれの指名するその職員を当該会議に出席させて意見を述べさせることができる。

- 2 金融調節事項を議事とする会議に出席した財務大臣又はその指名する財務省の職員及び経済財政政策担当大臣又はその指名する内閣府の職員は、当該会議において、金融調節事項に関する議案を提出し、又は当該会議で議事とされた金融調節事項についての委員会の議決を次の金融調節事項を議事とする会議まで延期することを求めることができる。
- 3 前項の規定による議決の延期の求めがあったときは、委員会は、議事の議決の例により、その求めについての採否を決定しなければならない。

(議事録等の公表)

- 第20条 議長は、金融調節事項を議事とする会議の終了後、速やかに、委員会の定めるところにより、当該会議の議事の概要を記載した書類を作成し、当該書類について金融調節事項を議事とする会議において委員会の承認を得て、これを公表しなければならない。
- 2 議長は、委員会の定めるところにより、金融調節事項を議事とする会議の議事録を作成し、委員会が適当と認めて定める相当期間経過後に、これを公表しなければならない。